

「新宿西戸山中学校 いじめ等防止のための基本方針」

新宿区立新宿西戸山中学校

いじめ防止対策委員会

(1) 基本理念

- ① 新宿区の教育委員会が定める「いじめ」に関する基本的な考え方に基づき、新宿西戸山中学校では「いじめ」は重大な人権侵害であるとの認識にたつてその早期発見・早期対応に努める。
- ② 「いじめ」は一部の生徒だけではなく、どの生徒も被害者にも加害者にもなりえるとの認識をもち、学校全体で解決のための手だてを講じる。
- ③ 「いじめ」の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、教職員間の連絡・連携を密にし、日頃から生徒との好ましい人間関係の構築を心がけ、保護者や関係機関との連携に努める。
- ④ 「いじめ」が発生した場合は被害者の安心・安全確保を迅速にすすめ、学校が一体となって被害者の立場にたつた姿勢を示す。

(2) 未然防止のための取り組み

- ・4月当初に教職員での生徒理解のための研修会を開き、個々の生徒の状況を共有する。
- ・日常から人権教育、道徳教育、社会体験を重視した指導の充実をはかる。
- ・保護者（保護者会）、地域（学校評議委員会）との連携に努める。
- ・情報モラル教育、セーフティー教室を活用し通信機器等を介したいじめの防止に努める。

(3) 早期発見のための取り組み

- ・日々の授業観察を怠らないように心がけると共にいじめの可能性を感じたら情報を共有する体制を整える。
- ・年3回(6、11、2月)のふれあい月間のアンケート調査などを活用し生徒が心情を訴えやすくする。
- ・学期末に実施される教育相談を充実させ、スクールカウンセラー(SC)との面談の実施や連携を密にする。
- ・「新宿子どもホットライン」など各種相談窓口を生徒に周知する。

(4) 早期対応のための取り組み

- ・保護者、教育委員会、関係諸機関、警察との連携による効果的な指導を行う。
- ・加害生徒への適切な指導を行う、指導の成果が得られない場合は出席停止等の措置もやむを得ないとする。
- ・いじめを受けた生徒への心のケアに細心の注意を払い、SC等の専門的な知識を活用する。
- ・教員研修を実施し、個々の教員の対応力を向上させる。

(5) 重大事態への対応

- ・速やかに教育委員会への報告を行い、指示に従って対応に当たる。
- ・「いじめ防止対策委員会」を中心として、いじめを受けた対象生徒及び加害生徒への聞き取りを行う。
- ・重大事態に至った経緯等を確認後、対応の協議及び指導の確認は組織的に行う。

(担任→学年主任→生活指導主任→いじめ防止対策委員会→管理職→教育委員会)

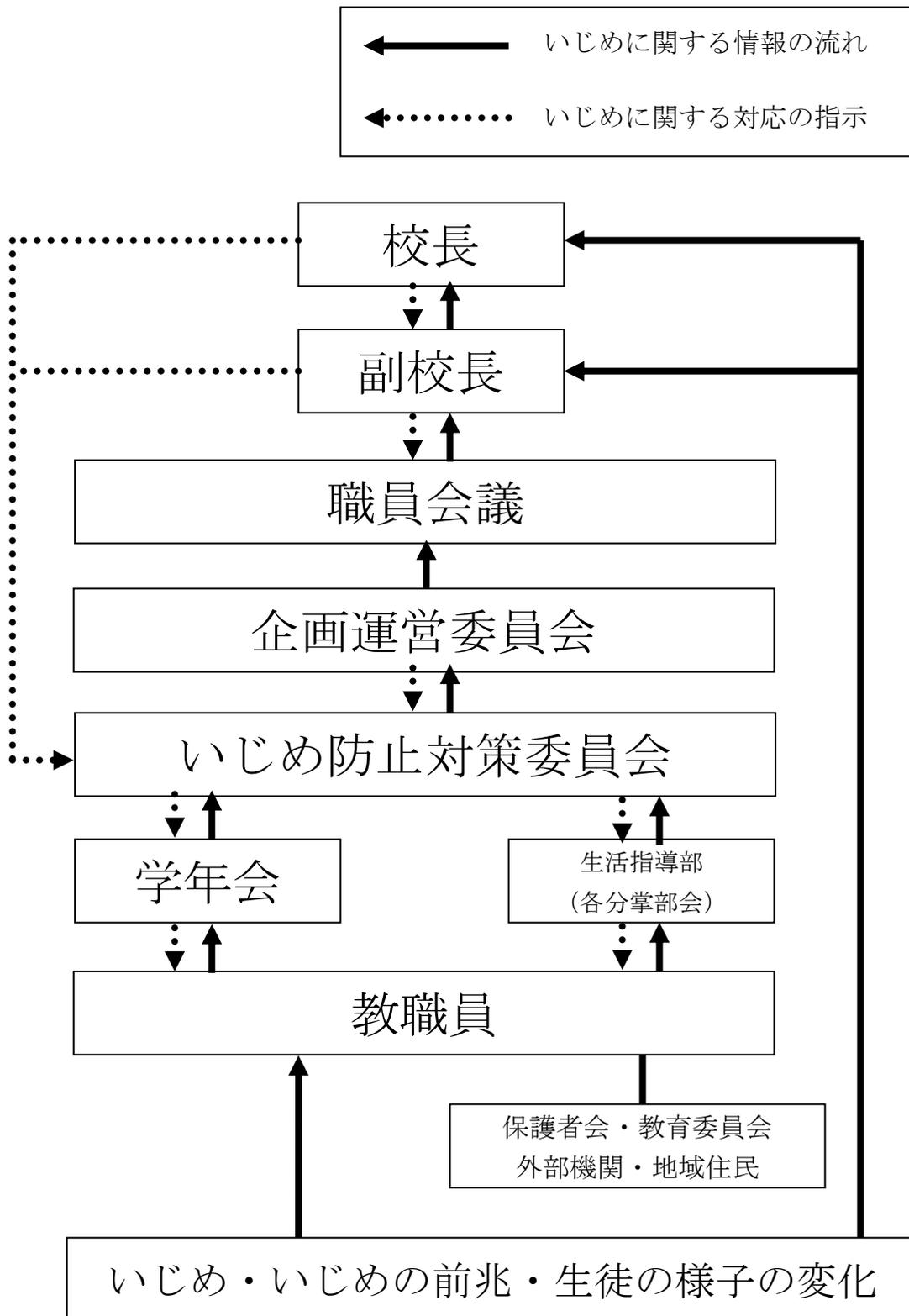
- ・該当生徒の個別指導と家庭連絡を行い、いじめを受けた生徒やその家族の立場にたつた対応を行う。特にスクールカウンセラーや関係諸機関と連携し、心のケアに最善を尽くす。
- ・いじめを受けた生徒を及びいじめを行った生徒への人権に配慮し、外部からの問い合わせへの対応については事案毎に教育委員会の指示に従い重大事態発生に係わる情報の取り扱いには十分に注意する。
- ・スクールカウンセラーと教員との連携により当事者同士が安定するまで事後指導と観察に努める。
- ・学級、学年での指導、場合によっては学校全体への指導を行う。

(6) 学校評価の活用

- ・学校評価を活用することで学校におけるいじめ防止等への取り組みの評価と改善を行う。
- ・生徒による学校評価でも、いじめに関する設問を設け、生徒の中からもいじめを根絶する意識を育む。

(7) 組織

《いじめの早期対応 及び 重大事態への対応》



(8) 実施計画

		取組み	内容
1 学期	4 月	・生徒理解のための研修会	・個々の生徒が抱える課題や状況等を教員間で情報を共有する
	5 月	・スクールカウンセラーによる面談	・1 年生を対象に全員と面接を行う
	6 月	・ふれあい月間アンケート	・アンケートを行うことでいじめの状況や友人関係の課題を把握する
	7 月	・教育相談週間 ・民生児童委員との懇談会	・担任により学校生活の悩みや家庭環境を把握する ・地域から見た生徒の実態について意見交換を行う
2 学期	8 月	・長期休業明けの生徒の状況観察	・2 学期開始時に生徒のわずかな変化を読み取ることで、いじめや不登校を未然に防ぐ
	9 月		
	10 月		
	11 月	・ふれあい月間アンケート	・アンケートを行うことでいじめの状況や友人関係の課題を把握する
	12 月	・教育相談週間 ・学校評価	・担任により学校生活の悩みや家庭環境を把握する ・生徒、保護者、教職員からいじめの状況に関する評価を行うことで対応を検討する
3 学期	1 月	・生徒の状況観察	・3 学期開始時に生徒のわずかな変化を読み取ることで、いじめや不登校を未然に防ぐ
	2 月	・ふれあい月間アンケート	・アンケートを行うことでいじめの状況や友人関係の課題を把握する
	3 月	・学校評価の活用	・学校評価を受けて次年度に向けた指導の在り方を再検討する

※年間 「生活指導部会」 → 毎週、生活指導部会を行い、生徒の実態把握に努める。

「いじめ防止対策委員会」 → 月に 1 回、対策委員会を開催することで、対策を要する事案についての検討を行う。また状況に応じて随時開催する。

(9) 「いじめ」とは

“いじめ防止対策推進法 2013 年” では

『一定の人的関係にある子による心理的・物理的な影響を与える行為で、対象の子が心身の苦痛を感じているもの』と定義されている。

これを受けて“警察庁”では

『特定の子に対する身体の物理的攻撃や言動による脅し、いやがらせ・無視などの心理的圧迫を一方向的に反復継続して加えることで苦痛を与えること』と定義していたが、この法律の制定にあわせて、昨年警察庁は

“『反復継続』がないケースも含めて “ ”と法律上の定義に合わせた。